

大洋中学校運動部活動の在り方に関する活動方針



令和4年度

銚田市立大洋中学校

目 次

はじめに

I 「大洋中学校運動部活動の在り方に関する活動方針」策定の趣旨・・・・・・・・	2
---	---

II 新たな運動部活動に向けての大洋中の方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
--	---

- 1 学校教育の一環としての運動部活動の適切な活動
- 2 適切な運動部活動の体制整備
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- 4 適切な休養日等の設定
- 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- 6 事故等への対応
- 7 学校単位で参加する大会等の見直し

おわりに

はじめに

- 本校の運動部活動は、生徒が興味・関心のあるスポーツ活動に参加し、各運動部活動の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行っている。

- 運動部活動では、生徒の自主性や協調性などが育まれるとともに、部員同士が同じ目標に向かって活動することで、豊かな人間関係を築くことができる。さらに、運動部活動での学びや経験が、生きていく上での支えにもなる。

- このように、運動部活動は、生徒がよりよく生きていくための健やかな心身の発達を促し、本校の教育目標「志をもち 自らの手で 未来を拓く 生徒の育成」につながる、豊かな人間形成のための大切な教育活動である。

- 一方、本校の運動部活動では、部活動顧問の3割が自ら競技経験がないこと等の課題が見られる。

- そこで、本校の運動部活動のあるべき姿を明確にし、生徒にとって一層有意義な活動とするために、運動部活動の在り方に関し、本方針を策定することとする。

I 「学校の運動部活動に係る活動方針」策定の趣旨

- 銚田市立大洋中学校の運動部活動において、「銚田市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して実施することを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
- ・ 運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、本校では、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。
- ・ 学校全体として運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努める。

- 本校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに茨城県が策定した「茨城県運動部活動の運営方針」、銚田市が策定した「銚田市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、今後、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。

Ⅱ 新たな運動部活動に向けての学校の方針

1 学校教育の一環としての運動部活動の適切な活動

◆ 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。

- 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- 運動部活動は、運動部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく必要がある。
- 本校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき運動部活動の目的や運動部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 本校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に運動部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての運動部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な運動部活動の体制整備

- ◆ 校長は、「県運営方針」並びに「市方針」、「本校方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
また、運動部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

(1) 運動部活動の方針の策定等

- 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。
※ここでいう「活動計画」とは、運動部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

(2) 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、運動部顧問の指導に係る業務の適性化を図る観点から、円滑に運動部活動の運営が実施できるよう、運動部活動数の調整を図る。
- 運動部活動の運営に関する校内組織体制として、「大洋中学校運動部活動運営委員会」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切なトレーニング内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。
- 運動部活動運営委員会については別に定める。
- 校長は、各運動部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

- 本校においては、特に競技及び指導経験のない運動部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会に参加し、運動部顧問の資質及び指導力の質的向上を図る。

- 本校においては、近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ◆ 学校は、運動部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していく。

(1) 適切な指導の実施

- 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、生徒の主体的で意欲的な取組を支援するために、次の5つの指導原則を定める。

- その1 生徒が主体的に自立して取り組む活動を進める。
- その2 体罰や暴言の禁止を徹底する。
- その3 生徒の健康状態や発達段階を考慮し、適切な活動量で行う。
- その4 安全管理の徹底をする。
- その5 肯定的な指導等を通して、生徒との信頼関係づくりをする。

- 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- 運動部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営の基本として「PDC Aサイクル」を着実に実施する。

さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努める。

- 1 P l a n (計画)・・・実績や生徒の実態に応じて作成
- 2 D o (実施・実行)・・・計画に沿って安全に実施
- 3 C h e c k (点検・評価)・・・実施状況や効果・成果を点検・評価
- 4 A c t i o n (処置・改善)・・・実施計画や活動内容の見直し、改善

- 運動部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、運動部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする。

(2) 熱中症事故の防止

- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

- 校長は、高温で多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

4 適切な休養日等の設定

◆ 運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定する。

- 本校では、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 本校では、1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。
- 学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、全国中学校体育大会及び県新人体育大会等のいずれも予選を含む試合前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、この期間にこそ、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする。
そこで、朝の活動については、全国中学校体育大会及び県新人体育大会等の予選前実質1ヶ月間程度、校長の許可を得た上で実施する。

- 校長は、上記の基準を踏まえるとともに、「市方針」に則り、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。
また、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。

- なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験等の実施前の一定期間を、学校全体の運動部活動休養日として設定する。

- 本校では、銚田市が定める下記の日または期間を部活動休養日または部活動休養期間とする。
 - ・ 1月20日（創立記念日）
 - ・ 11月13日（県民の日）
 - ・ 8月13日～15日
 - ・ 12月27日～1月4日

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

◆ 学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置や、学校の実情に応じた合同チームの推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の競技関係団体と連携するなど、組織として体制を整えていく。

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

○ 本校の運動部活動加入率は、84.8%と高い数値を示しており、各部活動において熱心に取り組んでいる。

また、「運動の二極化」が指摘されている中、本校の第2学年は、1週間の総運動時間が男子の92.5%、女子の87.5%で420分以上運動しており、積極的に運動に取り組んでいることが分かる（平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査より）。

生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上だけでなく、友達と楽しめたり適度な頻度で行えたりするなど多様である中で、現在の12の運動部活動が、生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の改廃も視野に入れた検討が必要である。

具体的に、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものなどが考えられる。

○ 少年期におけるジュニア・アスリートの育成については、必ずしも、学校における全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整えることが必要である。

その際、運動部顧問の負担軽減を図るため、顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりに努めるとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をとることができるよう仕組みづくりをする必要がある。

(2) 地域との連携等

- 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を推進する。

- 公益財団法人茨城県体育協会、県内各競技団体及びその他のスポーツ団体と連携して、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の整備を推進する。
また、鉾田市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の資質の向上に関する取組についても、上記各種団体との連携を図る。

6 事故等への対応

- ◆ 部活動の実施にあたっては、生徒の生命・身体・健康の安全を優先する。
- ◆ 部活動顧問はもとより生徒自身も安全意識を高め、健康や環境に十分配慮して事故の未然防止に努める。
- ◆ 事故や傷病の発生時に、当該生徒の救護や応急処置を最優先に行うことができるよう、救急体制を整備しておくこと。(練習、校外での試合等)
 - ・生徒の健康状態、練習内容や練習場所、用具の使用、気象状況等に留意
 - ・消防署・医療機関等との連携

○ 自然災害等への対応

学校での活動中は、学校の危機管理マニュアルに則って対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。

○ 運動部活動中の事故・傷病への対応

部活動顧問は、随時、生徒の体調等の確認、使用する施設・設備や用具等の定期的な安全確認を行うこと。また、事故が起こった場合の対処の仕方を定期的に確認するとともに、医療関係者等への連絡体制の整備を行うことで、事故発生時に適切に対応できるようにする。

○ 保険について

運動部活動中の生徒の災害（負傷、疾病、障害等）については、「学校の管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の給付対象となる。さらに、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の給付対象とならない場合を鑑み、個人等で責任保険等に加入することを推奨する。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

◆ 学校は、各運動部が参加する大会・試合等を把握し、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・試合等を精査する。

○ 校長は、運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、運動部が参加する大会数の上限の目安等を下記のとおり定める。

・年間の大会数の上限を「10大会」とする。これには、全国中学校体育大会及び県新人体育大会等の予選は含まない。

○ 校長は、茨城県中学校体育連盟及び鉾田市教育委員会が定める上記の各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

・鉾田市教育委員会で定めた上限である10大会を超える場合は、「運動部活動運営委員会」において協議し、校長の許可を得た上で参加できることとする。

おわりに

- 「大洋中学校運動部活動の在り方に関する方針」は、生徒及び運動部顧問の両視点に立った、本校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示す方針である。今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、円滑に運動部活動が実施できるよう運動部活動の改廃を視野に入れた体制の構築が求められる。

- 文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、「本校方針」の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをする。